

## クレジットカード番号等の適切な管理に関する自主規制細則

(漏えい等の事故等の発生時の連絡体制等の整備について)

第1条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、自社及びクレジットカード番号等保有業者においてクレジットカード番号等の「漏えい等の事故」が発生したときに、必要な不正利用防止措置が迅速に図られるように、以下の連絡体制を整備しておかなければならない。

- (1) 関係部署への連絡体制と経営陣への報告
- (2) 情報主体である顧客本人への情報提供
- (3) 行政・関係機関への連絡

(漏えい等の事故発生時の不正利用防止措置について)

第2条 クレジットカード等購入あっせん業者は、自社、立替払取次業者及びクレジットカード番号等保有業者においてクレジットカード番号等の「漏えい等の事故」が発生したときは、利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して契約加盟店から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(漏えい等の事故発生時の再発防止措置について)

第3条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、自社において漏えい等の事故が発生したときは、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講じなければならない。